

令和7年度 東三河振興ビジョン2030重点プロジェクトにおける森林サービス産業 創出調査業務 委託仕様書

1 事業名

令和7年度 東三河振興ビジョン2030重点プロジェクトにおける森林サービス
産業創出調査業務

2 事業目的

東三河地域^{※1}において、2021年12月に東三河ビジョン協議会^{※2}が策定した「東三河
振興ビジョン2030」を推進していくにあたり、広域的課題への対応を強化するため、2024
年度から重点プロジェクト「東三河森林ルネッサンスプロジェクト」を実施している。

重点プロジェクトの実施にあたり、東三河地域の広域観光エリアとしての魅力の向上・
発信を目指すため、2024年度より東三河の地域資源である森林空間を活用したサービス
産業（EX. チームビルディングなどの社員研修、福利厚生、SDGs、CSR等）を創出
する取組を行っているが、引き続き調査・支援等を行うもの。

※1 東三河地域とは、愛知県東部の8市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、
東栄町及び豊根村）で構成される地域。

※2 東三河ビジョン協議会とは、東三河の地域づくりの主体となる市町村、民間組織及び愛知県が一
体となって東三河の振興に取り組むため、各地域振興施策について協議を行う場。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 事業内容

「2 事業目的」を踏まえ、以下の内容を実施すること。

(1) 令和6年度に造成したモデルプランのブラッシュアップ及び東三河地域で事業を 展開している事業者（以下、地域事業者と称する）の自走に向けたサポート

ア 自治体や他の地域事業者との連携の強化支援

東三河地域の市町村や他の地域事業者との連携強化手段を提案し、連携強化に
向けた支援活動を行うこと。

イ 令和6年度に造成したプログラム内容の付加価値や選択肢の増強支援

令和6年度の森林サービス産業創出調査業務で造成したモデルプランについ
て、目的や受け入れ人数、体験時間など各種ニーズに応じたプログラムを検討す
る等、付加価値や選択肢の増強支援を行うこと。具体的な増強支援の方法は提案
すること。なお、各種ニーズは、令和6年度の森林サービス産業創出調査業務で
行ったニーズ調査結果を用いること。

ウ 新規モデルプラン造成

令和6年度森林サービス産業創出調査業務の中で実施した勉強会参加者のうち、森林サービス産業に参画可能かつモデルプランの造成に至っていない事業者に対しヒアリングを行い、モデルプランの造成を少なくとも1件行うこと。

エ 人材育成

東三河地域の森林サービス産業の創出や継続を図るため、人材の育成に資する取組を行うこと。具体的な内容は提案すること。

オ 地域事業者の営業活動支援

地域事業者が行う森林サービス産業の営業活動を支援するため、チラシ内容の改善や営業手法のアドバイス、企業の引き合わせ等を行うこと。

(2) 誘客プロモーションの実施

ア 森林サービス産業プロモーション資料の作成

プロモーションイベントで必要となる書類の作成及び東三河地域の森林サービス産業のプロモーションに必要となるパンフレット（もしくはチラシ）及び動画の作成を行うこと。パンフレット（もしくはチラシ）は100部とする。

イ プロモーションイベントへの出展及びセミナーの実施

東京地区のプロモーションイベントに出展し、東三河の森林サービス産業に関心を持つ企業等を対象としたプロモーションを実施すること。プロモーションイベントは少なくとも1回以上とする。また、セミナーを名古屋で1回以上行うこと。チラシ、SNS等を活用し集客に努めること。

ウ モニターツアーの実施

森林空間を活用した企業経営上の課題解決に意欲のある企業等に対してモニターツアーを実施すること。

エ 結果報告

プロモーションやモニターツアーの結果を取りまとめ、報告すること。

6 成果物

業務報告書

- (1)紙媒体 2部（正本1部、副本1部）
- (2)電子データ（県が指定する形式で作成すること）
- (3)その他、県が指示したもの

7 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、具体的な方法や内容は、提案事項をもとに県と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 契約期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（県との連絡調整担当者）を置くこと。

- (3) 業務の実施時期については、事業効果が高まるよう、県と十分に協議すること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。
- (5) 業務の進捗状況については、随時、県に報告するとともに指示を受けること。
- (6) 完了日以前に委託成果の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (7) 本業務により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- (8) 本業務の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (9) 本業務で使用する写真等については、既存のものを使用しても差し支えないが、受託事業者以外の者が著作権を保有している写真等については、その権利の取り扱いについて、県と調整して、受託事業者において著作権者の了解を得ること。
- (10) 著しい経済情勢の変動等により、本事業の一部または全部の実施が困難となったとき、その準備行為を含めた本事業に要した費用の実支出額と契約金額のいずれか低い額を県が受託者に支払うべき額とする。
- (11) 契約終了後、5年間は本業務に関連書類を保管すること。
- (12) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ決定するものとする。